

## 役員等の報酬の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第12条及び第27条の規定に基づき、公益財団法人愛世会の役員等の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (役員等の定義)

第2条 この規定による用語の意義は、当該各号に定める。

- 一 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 二 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とする常勤の理事長、専務理事及び理事をいい、非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。

### (報酬の区分)

第3条 常勤役員の報酬は、月給、通勤費で、これらをまとめて常勤役員報酬という。

- 2 非常勤役員の報酬は日当とする。
- 3 評議員の報酬は日当とする。

### (役員等の報酬の決定方法)

第4条 各常勤役員の月給の額は、報酬月額が別表1の範囲内になるように理事会の決議で定める。

- 2 非常勤役員の日当の額は、別表2のとおりとする。
- 3 評議員の日当の額は、別表2のとおりとする。
- 4 通勤費の額は、第1項とは別に、公共交通機関を利用した場合の実費相当額として支給する。ただし、乗用車により送迎を行う者に対しては支給しない。

### (常勤役員報酬の支給方法)

第5条 常勤役員報酬のうち月給の支給日は、病院職員給与規程第26条を準用する。

- 2 役員が月の途中で就任または退任した場合には、暦の日数に応じ月給を日割り計算する。
- 3 役員が月の途中で死亡した場合には、執務日数に関わらずその月の月給の全額を支給する。
- 4 常勤役員報酬から次のものを控除する。

源泉所得税

住民税

社会保険料

本人から申し出のあった団体保険料、前払金、立替金、貸付金等

(非常勤役員の日当の支給方法)

第6条 非常勤役員の日当は、理事会等への出席の都度支払うものとする。

(評議員の日当の支給方法)

第7条 評議員の日当は、評議員会等への出席の都度支払うものとする。

2 評議員の日当の額は、定款で定めた報酬等の範囲内において、別表2に定めるとおりとする。

(報酬の支給形態)

第8条 役員等の報酬は、本人口座への振込により支払う。ただし本人の申出により現金により支払うことができる。

(その他)

第9条 この規程の施行にあたって必要な事項は、理事会において定める。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成17年10月1日から制定施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改訂施行する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員報酬月額範囲

職名	報酬月額範囲
理事長	月額40万円の範囲内
専務理事	月額25万円の範囲内
理事	月額20万円の範囲内

別表2 非常勤役員、評議員の日当金額

職名	日当金額
理事	1日あたり5万円
監事	1日あたり5万円
評議員	1日あたり5万円